

マイナンバーを用いた 所得情報の的確な把握等について

川口市理財部次長兼市民税課長

大山水帆

Mizuho Ooyama

マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握

1. 国税連携による名寄せ

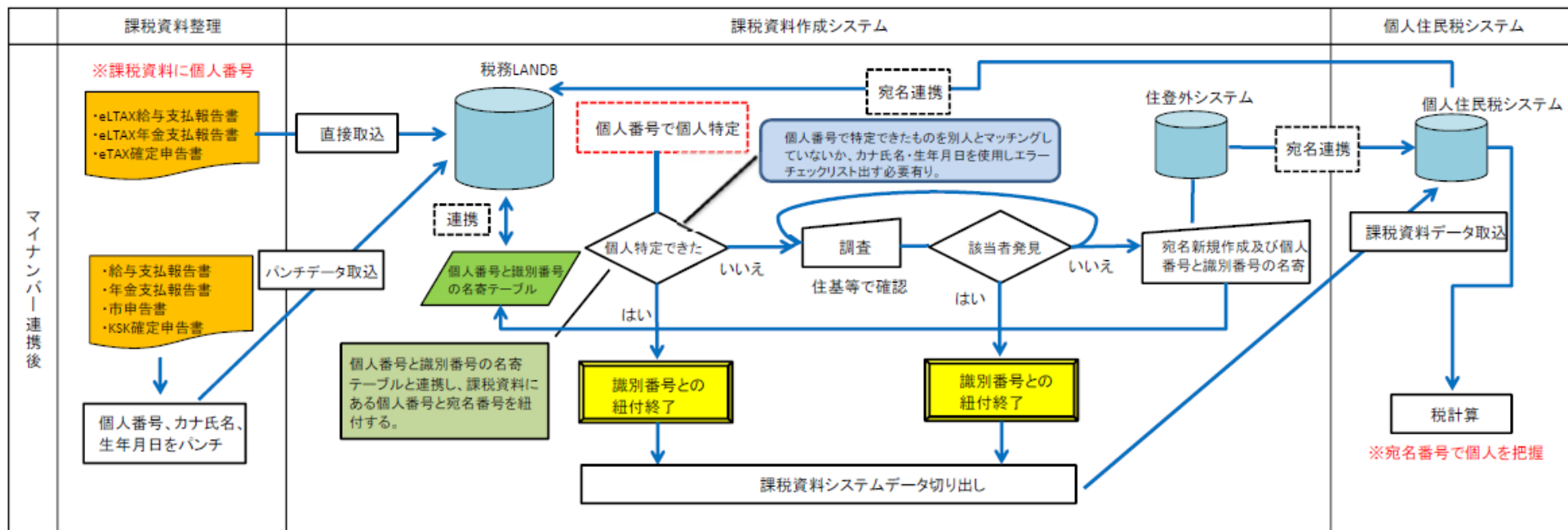
カナ氏名・生年月日からマイナンバーによる名寄せ
 突合エラー件数の減少による事務処理の効率化

【課題】

マイナンバーを前提とした事務処理に変更

マイナンバーの未記入が多いと効果が出ない⇒広報・周知が重要

課税資料作成段階でマイナンバーから庁内宛名番号に変換。住登外者も必要に応じ新規作成
 税システムへはマイナンバーは引き継がず、宛名番号で連携
 扶養判定も課税資料作成システムで行う。



マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握

2. 課税資料の名寄せ

課税資料は電子化されていても利用しにくい課題

- ・時期の問題ー 5月終わりで活用している時間がない
- ・アンマッチが多いー 氏名(漢字)のみ、生年月日なし

マイナンバー導入後

マイナンバーの記入があれば、アンマッチの課題は解決
課税決定までに提供されれば活用が進むのでは(3月くらい)

3. 情報連携の活用

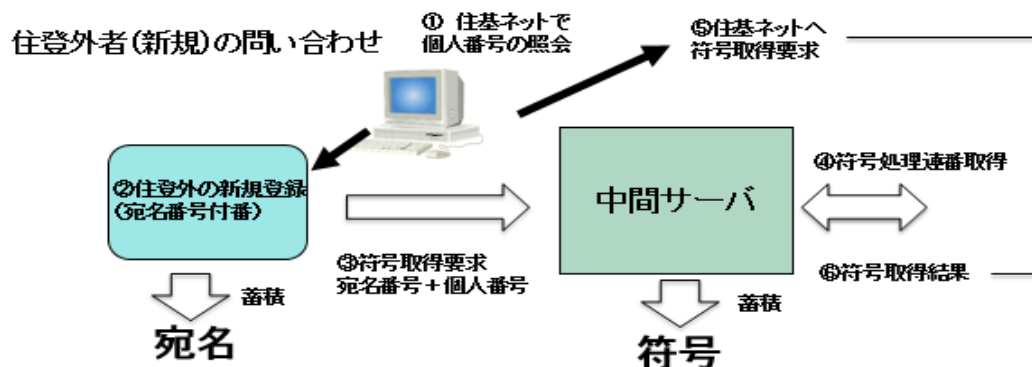
- ・扶養者の二重チェック

市内居住者はマイナンバーにより機械的にチェックが可能(現状は扶養情報と世帯情報で類推)
市外でも問い合わせにより、被扶養者であることの確認が一部可能に

【課題】

市外の場合、住所地で被扶養者として申告がないと未申告と同じデータとなる。

照会するためには、住登外者登録⇒機関別符号取得⇒照会 となるため、該当者でない場合には不要な住登外宛名と機関別符号取得履歴が増えていく



マイナンバーを用いた所得情報の的確な把握

4. 住基ネットの活用

- ・マイナンバーの真正性の確認
市外の者のマイナンバー確認
- ・扶養者の二重チェック
扶養者のマイナンバーから照会先自治体を特定
- ・税務調査
1月1日時点の住所地、現在の住所地の確認
- ・住登外課税者の住所地確認
バッチ処理でも確認可能

【課題】

曖昧検索ができないため、検索キーは正確な入力が必要
=>マイナンバー記載されていれば解決
県外と県内で2回検索しなければならない

5. 年金特徴の名寄せ

- ・カナ氏名、生年月日でマッチングから、マイナンバーによるマッチングへ。

住登外課税者への対応

住登外課税者に係る所得情報を情報提供ネットワークシステムで問い合わせる場合、所得情報欄に課税団体情報(市町村コード等)を登録する。

【課題】

- ・所得情報欄に課税団体情報(市町村コード等)を登録すると、同じ項目でも、場合により異なる意味を持つこととなる。 合計所得金額 ⇒ 市町村コード
- ・データ提供側のプログラム改修が必要。
- ・すべてのデータ受け取り側のプログラム改修が必要。
- ・データ標準を利用する者すべてにルール周知と徹底が必要
- ・データそのままを利用することはできず、必ず判断が必要。



データ項目の使いまわし、マルチレイアウトはシステム設計上避けるべき(特に情報連携)
課税自治体がわからないリスク < 情報提供ネットワークシステムに項目の使いまわしがあるリスク

項番	特定個人情報項目コード	版番号	データ項目						データ型	データ型が文字列型の場合の構成文字種	データ長		繰り返し	データ項目説明
											桁数	可変/固定		
4	TK0000020 0000040	1.0							数値(long)	-	13	可変	-	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税法上の合計所得金額を指定する。 ・合計所得金額及び各所得項目全てセットすること。(0~9999999999999) ・住登外課税者の場合、「9999999+市町村コード(6桁)」をセットすること

住登外課税者への対応 ①職権転送方式

住基のない者に対する居住実態の把握及び地方団体間での協議を、給与支払報告書を受理後、税額通知を行うまでの間に全て行うのは、時間的に厳しい。

- ・課税決定までギリギリの日程であり、残業も多い。
- ・現状では1月1日現在の住所地の調査が困難。
- ・そのためそのまま住登外課税として通知していることが多い。
- ・DV被害等を理由に住基を異動していない場合への個別対応が必要。

①職権転送方式、

- ・市町村間の転送件数の増加による事務量の増加。
=>事業者の負担増はもちろんであるが、市町村の負担増も避けてほしいところ。
- ・居住実態の把握が十分に行われず、居住実態のない住基地で課税されることの懸念。
=>通勤手当の関係で居住実態のある住所を会社に届けていることが想定され、再度給与支払報告書の返送や特別徴収義務者への再通知が発生し煩雑。
- ・基本的に住基地で課税することになり、住登外課税団体の税収面の影響が大きい。
=>住所地課税となることによる税収減少
- ・給与支払報告書提出時に、特別徴収義務者で住基地を確認してもらう方法も考えられるが、特別徴収義務者に理解を得る必要がある。=>理解が得られないのではないか
=>年末調整を11月に行っているため、1月1日の住所の把握が困難。



**職権転送方式を採用するならば、基本的には住所地で課税とするなど
居住地課税の考え方の見直しが必要**

住登外課税者への対応 ②事前協議方式

②事前協議方式

- ・市町村間の事前協議通知(住民登録外課税通知の早期化)の発送による繁忙期の事務増加。
=>①と同様
- ・①に比べると、住基地課税の推進は進まない恐れがある。
- ・課税資料が3以上の市町村に存在する場合において、その集約が困難。
- ・住所地の把握が困難
=>住基ネットにより把握可能に。



**現状の運用に近いため、住所地課税に移行する場合の過渡期の取り扱いとして違和感はない
住所地課税には適切な住民基本台帳への記載が必要**

赴任の期間が1年以上の場合 =>住所変更が必要
生活の本拠が住所地 =>住所地課税

(生活保護の例)

- ・住民登録、マイナンバーの提供は保護の要件とはしていないこと。
- ・住民登録のない者については、福祉事務所は住民票作成手続に必要な支援を行うこと